（改正後全文）

特定感染症検査等事業について

健発第　0327012 号
平成 14 年 3 月 27 日
最終一部改正　健生発０４２４第１号
感発０４２４第２号
令和７年４月２４日

別紙

特定感染症検査等事業実施要綱

１．事業目的

この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成１２年厚生省告示第１５号）に定められる性感染症及びＨＴＬＶ－１（ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型）に関する検査及び相談事業、感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成３０年厚生労働省告示第９号）に定められるＨＩＶ抗体検査及びエイズに関する相談事業、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業、風しん抗体検査事業、麻しん抗体検査事業並びにエムポックス検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

２．事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

（１）３の（１）、（３）、（４）、（５）及び（６）の事業

都道府県、政令市（地域保健法（昭和２２年法律第１０１号）第５条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

（２）３の（２）の事業

平成２５年３月２９日健発０３２９第１９号厚生労働省健康局長通知「ＨＩＶ検査・相談事業について」の別紙「ＨＩＶ検査・相談事業実施要綱」に定める自治体

３．事業内容

保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の５疾患）及びＨＴＬＶ－１に関する検査事業及び相談事業、ＨＩＶ抗体検査及びエイズに関する相談事業、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業、風しん抗体検査事業、麻しん抗体検査事業並びにエムポックス検査事業に対して補助をするものである。

なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。

（１） 性感染症・ＨＴＬＶ－１検査及び相談事業

ア 保健所における性感染症に指定した５疾患及びＨＴＬＶ－１の検査事業

イ 保健所における性感染症に指定した５疾患及びＨＴＬＶ－１の相談事業

（２） ＨＩＶ抗体検査及びエイズに関する相談事業

平成２５年３月２９日健発０３２９第１９号厚生労働省健康局長通知「ＨＩＶ検査・相談事業について」の別紙「ＨＩＶ検査・相談事業実施要綱」に定める事業

（３） ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

平成２６年３月３１日健肝発０３３１第１号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に定める事業

（４） 風しん抗体検査事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。

イ 対象者

主として、妊娠を希望する女性とする。

ただし、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

ウ 費用徴収

本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

エ 普及啓発

風しんに関する普及啓発を実施。

（５） 麻しん抗体検査事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。

イ 対象者

麻しんに関する検査を希望する者とする。

ただし、過去に麻しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の麻しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

ウ 費用徴収

本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

エ　普及啓発

麻しんに関する普及啓発を実施。

（６）エムポックス検査事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。

イ 対象者

エムポックスに関する検査を希望する者とする。

ウ　費用徴収

本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

エ　普及啓発

エムポックスに関する普及啓発を実施。

４．実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

５．経費の負担

都道府県、政令市、特別区及び市町村が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。